

令和3年 第1回臨時会

屋久島町議会議録

令和3年2月1日 開会

令和3年2月1日 閉会

屋久島町議会

令和3年第1回屋久島町議会臨時会会期日程

自2月1日・至2月1日（1日間）

| 月 | 日 | 曜 | 会議別 | 日 | 程 |
|----|----|---|-----|----|---|
| 2月 | 1日 | 月 | 本会議 | ○開 | 会 |

令和3年第1回屋久島町議会臨時会

第 1 日

令和3年2月1日

令和3年第1回屋久島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年2月1日（月曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて
- 日程第4 議案第2号 屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について
- 日程第5 議案第3号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第6 議案第4号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|--------|------|-------|
| 1番 | 中馬慎一郎君 | 2番 | 眞邊真紀君 |
| 3番 | 相良健一郎君 | 4番 | 岩山鶴美君 |
| 5番 | 上村富士高君 | 6番 | 渡邊千護君 |
| 7番 | 石田尾茂樹君 | 8番 | 榎光徳君 |
| 9番 | 緒方健太君 | 10番 | 小脇清保君 |
| 11番 | 日高好作君 | 12番 | 下野次雄君 |
| 13番 | 岩川俊広君 | 14番 | 寺田猛君 |
| 15番 | 大角利成君 | 16番 | 高橋義友君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 議会事務局長 | 日高孝之君 | 議事調査係長 | 鬼塚晋也君 |
| 議事調査係 | 恵由葵乃君 | | |

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-------------------------|--------|-------------------------|-------|
| 町長 | 荒木耕治君 | 教育長 | 塩川文博君 |
| 副町長 | 日高豊君 | 会計課長兼会計管理者 | 上釜裕一君 |
| 総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長 | 鎌田勝嘉君 | 政策推進課長 | 三角謙二君 |
| 観光まちづくり課長 | 竹之内大樹君 | 町民課長 | 日高邦義君 |
| 福祉支援課長 兼福祉事務所長 | 寺田和寿君 | 健康長寿課長 | 塚田賢次君 |
| 生活環境課長 | 矢野和好君 | 産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長 | 鶴田洋治君 |
| 建設課長 | 日高一成君 | 電気課長 | 内田康法君 |
| 地域住民課長 | 佐々木昭子君 | 監査委員事務局長 | 日高孝之君 |
| 教育振興課長 | 計屋正人君 | 総務課参事 （防災担当） | 泊光秀君 |
| 健康長寿課参事 （感染症対策担当） | 岩川茂隆君 | | |

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから令和3年第1回屋久島町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番、寺田猛君、15番、大角利成君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 議案第1号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

○議長（高橋義友君）

日程第3、議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。

令和3年第1回屋久島町議会臨時会に提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、条例案1件、補正予算案2件、その他の案件1件の計

4件であります。

それでは、議事日程に従いまして、議案第1号について御説明いたします。

議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することにつきましては、屋久島山岳部保全利用協議会職員による世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金横領事件に関し、未納の協力金の回収を図るため、協議会に代位して訴え提起前の和解の申し立てをすることとし、令和2年第1回屋久島町議会定例会において議決を得たところであります。

その後、相手方から、和解手続には応じられない旨の申し出がなされたため、改めて訴えの提起をすることとし、令和2年第2回屋久島町議会定例会において議決を得、令和2年8月20日に提出をいたしました。10月21日に第1回口頭弁論期日、11月25日に第2回弁論準備手続が開かれ、その後、12月11日付で、裁判所より和解勧告に向けたたたき台が示され、次回期日までの検討依頼がありました。

双方において確認、検討を行った上、文言等の一部の修正を求めるほかには異存がないものとし、12月23日の第3回弁論準備手続後、同日付をもって、鹿児島地方裁判所から、別紙のとおり和解勧告がなされたところであります。

本件は和解的解決が最良の解決方法と考えられるとともに、勧告の内容においても、原告である町の請求内容が満額認められるなど、町として異存がないと考えることから、本和解勧告を受諾し、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求めるものであります。議決後、2月25日の和解期日より、正式に和解成立となります。今回の事件により、寄附をいただいた方を始め、町民の皆様、多くの関係者に対し、多大な御迷惑、御心配をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

和解をされるようですが、この弁済金の毎月10万円少しですね、町のほうに振り込まれてきますけれども、これ会計上、どういうふう処理されるのか、そこをお聞かせください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

随時、賠償金として雑入で算入することにしております。

○2番（眞邊真紀君）

どっちみち3月議会で、当初予算で山岳部利用保全協議会のほうの予算も出てくるかと思うから、そこで質問しますけれども、雑入で入れるということなんですが、結局、当時、2,700万円ほどの基金を取り崩してなくなった分に充てたというのはあったと思うんですね。だから、雑入じゃなくて、本来は基金に積み立てていくべきなのかなと思うんですが、今お聞きしましたので、また、3月議会で続き、質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

最初、和解を議決して、それから、数日後に受け入れられない。今回、また和解をということですが、最初の議決をした内容と今回の内容と違いがあるんでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

昨年の6月議会で提出をする段階で、総額については1,553万円程度ということで議決をいただきました。今回、1,580万円程度裁判所が認めたことで、その額で和解をすると。ほかにつきましては、利子についても、前回同様、今回も利子は多めにするという形で和解をすることにしております。事細かにちょっとすみません。比較してないので申し訳ございません。

○7番（石田尾茂樹君）

ということは、結局、和解を代理人から来て取り下げて、今回、和解をまた来たということですよ。結局、和解のことについて、同僚議員から一般質問がありました。その中で内容証明も持ってきて、とてもこういう和解を飲むはずがないというようなことも言われていました。しかしながら、今回こういう和解になったということであれば、やはり、当事者にとっては、和解を取り消すということについては厳しい状況になるということになるのかなというふうに、私は個人的に理解しています。

やはり、この間、議会で議決をずっとしてきたわけですから、きちっと、町は町の責任があります。当事者には当事者の責任がありますが、しっかりこのまま、きちっと履行していただきたいということと、やはり、議員がそういうことに対して異議を申し立てたわけですから、その内容については、議事録も読ませていただきましたけども、町長の結果が出たからというようなことになるのかなと思っておりますが、全く、そこら辺はイコールではないというふうに私は個人的には思っています。そういうことからいきますと、この和解については納得しているという状況であります。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについては、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて、採決します。

お諮りします。

議案第1号は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を行います。

日程第3、議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第2号 屋久島町志戸子ガジュマル公園条例

の一部改正について

△ 日程第 5 議案第 3 号 令和 2 年度屋久島町一般会計補正予算（第 13 号）について

△ 日程第 6 議案第 4 号 令和 2 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第 4、議案第 2 号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正についてから、日程第 6、議案第 4 号、令和 2 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてまでの 3 件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第 2 号から議案第 4 号について御説明いたします。

議案第 2 号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正につきましては、公園の効率的な運営及び維持管理を目的とした指定管理者の導入を行うため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第 3 号、令和 2 年度屋久島町一般会計補正予算（第 13 号）につきましては、歳出予算の主なものは、総務費では、振興計画審議会に係る経費の減額など、衛生費では、新型感染症防護対策に関する経費の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費など、農林水産業費では、小島加藤次地区用排水路整備に係る経費を、商工費では、エコタウン第 1 駐車場浄化槽修繕に係る経費を、土木費では、小瀬田団地外壁改修に係る経費を、災害復旧費では、湯泊港災害復旧に係る経費を計上いたしました。財源としましては、国庫支出金、繰入金、町債で調整し、歳入歳出それぞれ 2 億 4,893 万円を追加し、予算の総額を 149 億 6,068 万 9,000 円にしようとするものであります。

次に、議案第 4 号、令和 2 年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、口永良部島水道管移設に係る経費の増額を布設替え補償金で調整し、歳入歳出それぞれ 283 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 6,776 万 3,000 円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、補足として、新型コロナウイルスワクチン接種について、担当参事より説明をさせます。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

今回の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費事業につきまして、私のほうから説明をいたします。

今日、こういう資料を机の上にお配りしていると思います。この資料に基づいて御説明を申し上げます。

まず、実施主体につきましては、厚生労働大臣の指示のもと、市町村が実施主体となります。ワクチン接種の体制確保につきましては国庫補助金で、ワクチン接種に係る部分につきましては国庫負担金の財源をもとに事業を行います。

接種の場所の原則と例外ということで、接種は、基本住民票所在地の市町村で接種を受けることになります。ただし、やむを得ない理由がある場合には、居住地以外の市町村で接種は可能ということで、今示されているやむを得ない理由としては、長期の入院であったりとか長期の入所、そういうところが示されております。また今後、詳しい条件等が示されることと思います。

接種会場につきましては、今回のワクチンは複数回分が1バイアルとして供給されますので、なるべく短期間に多くの人に接種ができるように体制をつくりなさいということで国のほうから言われております。

資料の裏面のほうになりますが、昨年、町内の10医療機関、医師と協議を行いました。今回のワクチンにつきましては、これまで使った使用の例がないということもありまして、副反応に対する対応を確実にするために、設備の整っている自院でやりたいという意見が多かったことから、町内10箇所の診療所等で接種を行うことに、ほぼ今決定して、計画をしております。

ただし、今回のワクチンにつきまして、接種については、希望する住民全ての方々に接種をする必要がございますので、あと、ワクチンの供給量につきましても、当初から全員分あるわけではなくて、随時供給をされるということになりますので、予約制という形をとるということで今、検討をしております。時間ごとに接種可能な人数を把握しまして、ウェブ、LINE、電話、それぞれの申込方法で、完全予約をして接種を行うことを検討しております。

接種の費用につきましては、国のほうが1人当たり、1回当たり、接種費用2,070円、税抜きなんですけども、この金額で示されておりますので、一応、病院のほうにも、この金額での了承は得ているところでございます。

その次、ワクチンの特性、3ページ目でございますが、今現在、想定されているワクチンにつきましては、ファイザー社、アストラゼネカ社、武田モデルナ社、この3種類が想定されております。今現在、薬事申請承認がされておられませんので、当初につきましては、一番左のファイザー社のもののワクチンを使いながら始めていくことが想定されております。

このワクチンにつきましては、いずれも3週間から4週間の間隔で2回接種が必要となります。ファイザー社につきましては、マイナス75度の保存が必要ということで、デ

ディープフリーザーを国のほうから配分を受けております。本町につきましては、2台のディープフリーザーが配置を予定されているところであります。

1バイアルの単位として、1瓶6回分、6人の接種が可能となります。ただし、ファイザー社につきましては最小流通単位、1回に送られてくる最小の数が195バイアル、1,170回接種分ということで、この1,170回分を概ね2週間程度で接種を完了することが求められております。

また、希釈をするんですが、この希釈をした後は、室温で6時間以内に接種を行わないといけない。ディープフリーザーから出した後の冷蔵保存につきましては、最大5日間が保存ができますけども、5日間を過ぎた場合はもう使用することができないということで、かなり、このファイザー社の部分については保管管理が、ちょっと複雑になっております。こういうことから、また、予約をとりながら、順次ワクチンのロスを出さないような形の接種体制をつくっていきたいと思っております。

次に、接種体制のスケジュールのイメージなんですが、先ほども申しましたとおり、まだ、薬事承認前の情報でございます。若干、今後またずれ込みというか、日程が変更になる場合もありますが、今現在のイメージとしましては、まず、2月の下旬に医療従事者向けの先行接種を行います。これは国が調整をするもので、1万人程度を見込んでおります。その後に、医療従事者向け優先接種で県が調整をする事業が始まります。これが3月の中旬以降ですね。

この医療従事者につきましては、病院関係者や自治体の、直接、コロナなり疑わしい患者と接触する機会のある者でございますので、自衛隊であるとか救急隊員も含まれます。本町におきましては自治体職員ということで、口永良部島の消防団員4名、口永良部出張所の職員1名、5名を登録をしております。その後、高齢者向けの優先接種が始まります。これが今のところ、3月の下旬ということで、若干、報道では4月にずれ込むような報道もございますが、高齢者につきましては、3月の中旬までに接種券の発送を町で行う予定でございます。

高齢者の優先接種が終了後に、基礎疾患を有する者、高齢者施設の従業員等の接種が始まり、最終的には、4月以降に一般のその他の皆様の接種券を発送する予定でございます。

最後のページにつきましては、基礎疾患の内容であるとか、高齢者施設の従業員の種類とか、そういう詳細の資料でございます。後でお目通しいただければと思います。これにつきましては、あくまでも、今現在のワクチンの供給量が定まっておられませんので、ワクチンの供給量によっては、このスケジュールが若干変わってくることも想定されます。

今回の補正予算には、12月議会に一部、接種体制確保の事業として345万円ほど計上

しておりましたが、今回、目を新たに追加しまして、その予算を一本化することとして計上しております。

また、ワクチンの接種に係りましては、薬事承認がされた後に、また、詳細な情報等出てきますので、そういった場合には、町報なり、接種券に同封する説明文書等を入れながら、住民の周知も図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（中馬慎一郎君）

ワクチンのことでお尋ねします。

今、医療従事者向け優先接種で口永良部の消防団員4名という話があったんですが、先週ちょっと、その消防団の方と少しお話をしたときに、このワクチンに対する、自分たちがする際に、アレルギーショックとか、そういった反応検査をしてからじゃないと、やっぱり不安があるということもあったんですが、そのあたりの対応は、町としてどうお考えですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

これは、消防団に限らず、全ての方々に言えることなんですが、薬事承認後に予診票という問診票ですね、その項目が正式に示されます。今言われたものとしたしましては、アレルギーがある方、それも、食物とかではなくて特定のアレルギーですね、そういうところが示されると思います。あるかないかという。ある場合には、接種ができない可能性もあります。ただ、そこについては今、審査中ということで、どういうアレルギーに対してどういう副反応が出るのかというところは国が審査をしているところでございますので、そこらあたりが明確になった時点で、その予診票の中に、そういう項目が追加されると思います。

先ほども御説明いたしましたけども、診療所内でやるということは、集団接種ではなくて診療所でやるということは、もし、そこで急変した場合に、診療所での対応ができるということで考えております。

また、口永良部の先行接種につきましては、医療従事者につきましては、接種場所は県が調整することになっておりますので、口永良部であるのか、屋久島に来てするのかというところがまだ明確に示されていないところでございます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（上村富士高君）

接種場所は各自決まっているんですけども、接種を希望しても家から動けない、寝たきりの人たちに対しての対応はどうなっているんですか。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

居住型の高齢者施設、例えば特別養護老人ホームであったりとか、そういうところにつきましては、了解すれば、担当の先生がそちの施設に出向いて接種をすることは可能というふうに、今示されています。基本的には、もう先生のほうの担当は決まっておりますので、通常、先生が往診をされて診ている方につきましては、先生の判断で御自宅のほうで接種も可能というふうに考えています。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（上村富士高君）

自宅で可能ということは、寝たきりの人たちが接種を希望した場合に、その近くの病院が行ってできるということですよ。そういう対応は、町としてはやっているかどうかということです。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

あくまでも個人宛てに接種券を、クーポンをお送りして、後は本人が希望することを前提に接種会場を予約をするということなのですが、そういう先生の判断で、通常、往診をしているような方であれば、そういう対応もできると思いますが、かかりつけの医師がないということはないと思うのですが、そういう方であれば、かかりつけのお医者さんに相談をされて、その先生の指示に従っていただいたほうがいいのかなと。

そういう、今、高齢者の施設に関しまして、居住型の施設に関しましては、色々、その手続の方法とか、国・県が介護施設等に通知をするような動きが今出てきているんですが、個人については、国・県もそこまで把握をしておりませんので、あくまでも、そういうところは今後、病院の先生と協議をしていかないといけない部分かなと思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

参事、1点だけちょっとお伺いしますが、恐らく、そういう状態にはならないとは思いますが、私も私もと、こぞって先を争うような状態が生じるとは考えられませんが、基礎疾患の持っている人は優先的ですよ。この基礎疾患の判定、だれがするんですか。本人の申告ですか。そのあたりはマニュアルあるんですかね。

○健康長寿課参事（感染症対策担当）（岩川茂隆君）

基礎疾患につきましては、当初、証明書の添付という話もあったんですが、今現在、国が示している部分につきましては自己申告というような形で聞いております。

ただ、かかりつけのお医者さんのほうがそういう情報をわかっておりますので、かかりつけの病院で接種する場合には、先生もそういう判断をされて接種はされると思います。ただ、証明書等必要はないということで今、確認は、今のところの状態としては、そういう状況です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○15番（大角利成君）

一般会計補正予算についてお尋ねいたします。9ページです。

款の6農林水産業費の農地施設整備費、小島加藤次地区の用水路整備についてお尋ねをいたします。

本用水路は、今から100年以上も前に、明治三十七、八年に小島区民が手作業により、鈴川の取水口から約1キロメートルの水路として整備し、集落東側の十数ヘクタールの水田を開田をし、さらに、途中、分水をいたしまして、集落西側の水田数ヘクタールにも送水をして、これまでも部分的に改修がされてきたところであります。

配付されております資料にも示されているとおり、途中で手掘りの約50メートルの隧道がありますが、屋久島最初のトンネル水路だというふうに、私どもは小さいときから聞かされてきました。

これまで、集落内では隧道の上部を広域林道南部線が横断していること、また、世界各地における地震発生等から隧道内の崩落が心配されておりました。さらには、本水路の隧道の出口下流から、小島地区上水道並びに畑地かんがい用水を取水していることもあり、今回のこの改修につきましては、区民一同懸案の事項であったことから、喜んでいるのかなというふうに思うところでありますが、そこで、2点だけお尋ねをいたします。

改修計画に鈴川の支流を横断するところがあります。現況は支流の兩岸、人工の石積み工法の土台で、コンクリートの水路になっていますが、今回の改修計画では、30センチ径の管水路になっています。この支流のところの管の横断はどのような方法ですか、また、隧道の部分はどのような工法で完工をするのか、お尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

まず、支流については、1,200×1,200のボックスカルバートを設置して、その横に300の管を架設として、水路、水を流す予定であります。

続きまして、2点目の隧道のところに関しては、重圧管と言いまして、大型車が通っても耐えられる管の、300ミリの重圧管を設置して、隧道の代わりにしようと計画しております。

以上です。

○15番（大角利成君）

支流のところは、昔の工法にしてはかなりの高さの石積みの土台になっておりまして、先ほど申し上げましたように、その上のところは、いわゆる、コンクリの水路になっております。私どもが小さいときには、当初は木の水路であったと私、記憶しているんですが、その後改修をされて、今、コンクリートになっているところですけど、集落の方々の中には、集中豪雨で、支流といえども、あの川はかなりの水量があるということで、今おっしゃいました暗渠方式でどうなのかと、心配するかの声もあるように聞いております。ぜひ、小島区民とも、再度十分な協議をしていただいて、集落にも確認をしていただいて、事業に着手していただきたいということをお願いをしておきます。

それから、隧道のところですが、先ほど申し上げました南部線が横断をしているわけですが、そのところは、かなりの土の、土砂の掘削によって川を埋めなくちゃいけないと思いますので、先ほど申し上げましたが、下流の出口のところから上水道の水もとっていますし、灌漑の水もとっておりますので、ぜひ、そこら辺も、区のほうとも再度また十分な協議をしていただいて、水の確保に努めてもらいたいということ要望しておきます。

今回の改修計画予算には関係ございませんが、もう1点だけお尋ねいたします。

資料にありますように、鈴川取水口から下流、水の鈴川の取入口から約100メートル程度は国有地であります。これまでの間、小島区が水路敷として国から借地をして、わずかながらも借地料を支払ってきていると聞いております。

今回の改修工事を機に、役所、町のほうで借地契約を締結をして、町の責任のもとで水路敷の管理をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○建設課長（日高一成君）

おっしゃるとおりだと思いますので、施工後、完成後は、また集落と森林管理署とも協議をして、町のほうで借地をするように検討はしていきたいと思っております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

○5番（上村富士高君）

小瀬田団地の外周工事なんですけども、崩れたところの多分工事だと思うんですけど、この200万円組んであるんですけども、この総点検して、この200万円ぐらいでできるような工事だと思うんですけども、どのような工事なのか教えてください。

○建設課長（日高一成君）

1月の3連休の11日でしたかね。その外壁が壊れたということで連絡を受けまして、現場に行って、現場確認をしました。その後、うちの建築の技師とともに復旧工法を考えて、復旧は同じようなことはするんですけど、その外壁の補修と、あと階段も、2階、3階部分の天井もひびが入っておりますので、そこら辺の補修も一緒にということで、200万円の工事請負費を計上したところです。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、議案第2号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正についてから、議案第4号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第2号から議案第4号までの3件は、委員会の付託を省略することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第4号までの3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

まず、日程第4、議案第2号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正についてを、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第13号）についてを、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回屋久島町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午前10時44分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員

